

平成 28 年（行ウ）第 84 号
 大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件
 原告 光城 敏雄 外 4 名
 被告 大東市水道事業管理者職務代理人

平成 29 年 10 月 24 日

証 拠 説 明 書 (6)

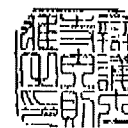
大阪地方裁判所 第 7 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士 俵 正 市



(主任) 弁 護 士 寺 内 則 雄



号証	標 目 (原本・写の別)	作成者	立 証 趣 旨
乙 38	陳 述 書 原本	松本 剛	本件入札を中止しなかったこと （「建築付帯設備工事」が除外して 入札が実施され、故意に除外された ものでないこと）及び「建築付帯設 備工事」を随意契約として締結した ことは違法でないこと。

号証	標 目 (原本・写の別)	作成者	立 証 趣 旨	
乙 39	大阪府随意契約ガイドライン (抜粋)	写	大阪府	本件変更契約を随意契約として締結したことについて合理的理由があること。
乙 40	平成 29 年度版地方公営企業法施行令集 (但し 21 条の 14 第 1 項のみ)	写	株式会社ぎょうせい	本件において随意契約によることのできる法令の根拠及びその内容。
乙 41	報 告 書	写	大東市上下水道局総務課	大東市における平成 24 年度及び同 25 年度における電気工事に係る入札の落札率が概ね 95.0% に近いものであること。

以上